枚方市条例第　３　号

枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成30年枚方市条例第28号）は、廃止する。

附　則［令和6年3月7日公布］

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃止前の枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第１項若しくは第２項又は第13条第２項の規定による許可又は変更許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に旧条例第７条第１項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第１項の許可を受ける者に関する旧条例第９条第３項、第12条第１項、第13条第５項、第14条から第21条まで、第22条（休止に係る部分を除く。）、第23条、第24条第１項及び第３項から第５項まで並びに第25条から第31条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第24条第１項及び第３項から第５項まで並びに第25条第１項の規定による命令を受けた者にあっては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る旧条例第２条第１項に規定する土砂埋立て等を２月以上休止する者にあっては、当該休止をする日から起算して２月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。

４　この条例の施行前にされた旧条例第24条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第12条第１項第４号及び第５号、第19条第２項、第29条第１項並びに第30条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

５　この条例の施行前にした行為並びに附則第３項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。